

## 第4期障害福祉計画 主要テーマ 進捗状況一覧

主要テーマ	主な取り組み (P69～70掲載)	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績
(2) 地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的な推進	入所施設や精神科病院等の利用者への訪問面接などを通じ、自己選択、自己決定を前提とした地域生活へのニーズを把握していきます。	施設入所者について、障害支援区分認定更新調査の面接時の本人への確認や、家族等からの聞き取りにより、地域移行の希望についての確認を行った。 精神科病院への入院者について、東京都の精神障害者地域移行促進事業や区の精神障害者退院促進支援事業のコーディネーターが精神科病院や区内の関係機関と連携し、本人や家族等から地域移行の希望についての確認を行った。	施設入所者について、障害支援区分認定更新調査の面接時の本人への確認や、家族等からの聞き取りにより、地域移行の希望についての確認を行った。また、地域生活への移行者について、状況等を確認した。 精神科病院への入院者について、東京都の精神障害者地域移行促進事業や区の精神障害者退院促進支援事業のコーディネーターが精神科病院や区内の関係機関と連携し、本人や家族等から地域移行の希望についての確認を行った。	施設入所者について、障害支援区分認定更新調査の面接時の本人への確認や、家族等からの聞き取りにより、地域移行の希望についての確認を行った。また、地域生活への移行者について、状況等を確認した。 精神科病院への入院者について、東京都の精神障害者地域移行促進事業や区の精神障害者退院促進支援事業のコーディネーターが精神科病院や区内の関係機関と連携し、本人や家族等から地域移行の希望についての確認を行った。 総合支所健康づくり課では、地区担当保健師が本人及び家族の地域生活のニーズにあわせた病状悪化予防や早期治療にむけた支援を行った。
	住居の確保のための同行支援など地域生活への移行に向けた支援を行うとともに、移行後も安心して相談を受けられる相談支援体制の整備に取り組みます。	地域移行後も安心して相談を受けられるよう、指定特定相談支援事業所の拡充に取り組んだ(33箇所)。 精神科病院入院者について、地域移行に向けた普及啓発、関係機関との連携体制の整備、住居確保に関する情報提供、相談支援等を行った。また、世田谷区自立支援協議会地域移行部会において、関係者による定期的な情報共有、意見交換を行っている。	地域移行後も安心して相談を受けられるよう、指定特定相談支援事業所の拡充に取り組んだ(38箇所)。 医療・福祉サービス等を利用しながら地域生活を送る障害者を定期的に訪問し、自立生活を継続させるための相談支援を行った。引き続き、世田谷区自立支援協議会地域移行部会において、関係者による定期的な情報共有、意見交換を行っている。	地域移行後も安心して相談を受けられるよう、指定特定相談支援事業所の拡充に取り組んだ(41箇所)。 平成30年度からは新サービスである「地域生活援助」の活用も視野に入れて医療・福祉サービス等を利用しながら地域生活を送る障害者を定期的に訪問し、自立生活を継続させるための相談支援を行っていく。医療・福祉サービス等を利用しながら地域生活を送る障害者を定期的に訪問し、自立生活を継続させるための相談支援を行った。引き続き、世田谷区自立支援協議会地域移行部会において、関係者による定期的な情報共有、意見交換を行った。
	重度の知的障害や精神障害等意思決定に支援を要する方の地域生活を支えるため、成年後見制度や権利擁護事業の活用を促進します。	世田谷区社会福祉協議会成年後見センターに成年後見制度利用支援事業を委託し、制度の普及・啓発を図った。 平成27年度については、成年後見制度の更なる利用促進を図るため、世田谷区社会福祉協議会成年後見センターと共催で「成年後見シンポジウム」を開催した。	世田谷区社会福祉協議会成年後見センターに成年後見制度利用支援事業を委託し、制度の普及・啓発を図るとともに制度の利用を支援した。 また、社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業を実施してサービスの申請や金銭管理等を援助し、意思決定や判断に不安を抱えている障害者の日常生活を支援した。	世田谷区社会福祉協議会成年後見センターに成年後見制度利用支援事業を委託し、制度の普及・啓発を図るとともに制度の利用を支援した。 また、社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業を実施してサービスの申請や金銭管理等を援助し、意思決定や判断に不安を抱えている障害者の日常生活を支援した。
	安心して地域での生活が続けられるよう、居宅介護や短期入所等の充実を図ります。	居宅介護等訪問系障害福祉サービスが円滑に実施できるよう、必要に応じて事業者への助言・情報提供等を行った。 公有地を活用した施設整備にあわせ、短期入所の整備を進め多機能型施設として3ヶ所9人分の定員増を図った。	居宅介護等訪問系障害福祉サービスが円滑に実施できるよう、必要に応じて事業者への助言・情報提供等を行った。 短期入所については、民間事業者の新たな施設整備や、既存施設の定員増により7人分の定員増があったが、事業縮小した既存施設もあり、結果2人分の新たな居室を確保した。	居宅介護等訪問系障害福祉サービスが円滑に実施できるよう、必要に応じて事業者への助言・情報提供等を行った。 短期入所については、消防法の改正により、運営継続が出来なくなった事業所があり、2人分の定員減があったが、既存施設の7人分の定員増により、結果新たに5人分の居室を確保した。

## 第4期障害福祉計画 主要テーマ 進捗状況一覧

主要テーマ	主な取り組み (P69～70掲載)	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績
(2) 地域生活を支援するための居住支援と 地域支援の一体的な推進	グループホーム等の住まいの場や日中活動の場を確保するため、公有地・民間物件等を活用した基盤整備について検討を進めます。	公有地を活用し短期入所を併設したグループホームを1ヶ所とグループホームや短期入所を併設した障害者通所施設2か所の整備誘導を図った。また、新たに公有地を活用した障害者施設の整備誘導を図るため、都と連携し、事業者の公募・選定を行った。 グループホームの整備誘導を促進するため事業者の公募方法の見直しに向けた検討を行い、平成28年度から公募回数を増やし事業者の参入機会を拡大する。また、地域における新たな住まいの場検討において、課題の1つに位置づけ検討を実施していくため、準備を進めた。	民有地を活用した多機能型障害者施設の整備誘導を図るため、事業者の公募・選定を行った。グループホームの整備誘導を促進するため、民間物件等を活用した公募回数を増やし取組んだ結果、2事業者を選定し、平成29年度に2ヶ所14人分の開設を確保した。 更なるグループホームの整備誘導を図るため、「区内に障害者グループホーム(共同生活援助)を開設する事業者に対する事務の取り扱いについて(平成29年度)」を定めた。	民間物件を活用した生活介護施設の整備誘導を図るため、事業者の公募・選定を行った。グループホームの整備促進のため定めた事務取扱による効果もあり、平成29年度に6ヶ所31人分の新規開設を誘導した。 更なるグループホームの整備誘導を図るため、事業者連絡会の場を活用し、ハウスメーカー数社によるグループホーム整備の事例紹介や整備に向けた相談会を行った。
	多様な住まい方を支援するため、シェアハウス等の新たな住まい方を検討します。	平成28年度からの地域における新たな住まい方検討に先立ち、住まいに関する現状とニーズを把握するため障害当事者からヒアリング調査を実施した。また、先進的な事例の視察を行う等検討実施に向けた準備を行った。	学識経験者等の外部委員からの助言を受け、地域における障害者の新たな住まいの場について課題の検討を行なった。	平成28年度に行った検討結果を、第5期障害福祉計画策定の参考とした。
	「居住支援」をテーマとする検討組織を設置します。	居住支援協議会の設置に向け関係団体・関係部署にヒアリングを行い、課内で検討を進めている。	平成29年3月、居住支援協議会を設立した。今後、関係者と情報共有を図るとともに、住まいの確保に関する課題解決に向けた協議を進める。	平成29年度は、協議会(課長級)、幹事会(係長級)を計5回開催し、住宅部門と福祉部門の各事業の情報共有を行ったほか、不動産団体、福祉団体を対象とし、住まい・まちづくりの観点から、新たな住宅セーフティネット制度の可能性と展望についてテーマとした「世田谷区居住支援協議会セミナー」や、「新たな住宅セーフティネット制度」に関する勉強会を開催した。
	医療的ケアが必要な方の在宅生活を支援するため、医療との連携、訪問看護ステーションなどの活用を進めます。	医師や訪問看護師が参加する医療連携推進協議会で、医療的ケアを要する障害児・者に関する実態調査を行い、現状と課題を把握し、医療との連携の取組みを検討するとともに、訪問看護人材確保の取組み等により訪問看護を活用しやすい環境づくりに取り組んだ。 訪問看護ステーションを活用し、重症心身障害児(者)を介護する家族のレスパイト事業を実施した(8事業者(15事業所)、延べ利用者数296人)。	医療職や介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会障害部会での検討を行った。 訪問看護ステーションを活用し、重症心身障害児(者)を介護する家族のレスパイト事業を実施した(11事業者(18事業所)、延べ利用者数309人)。 また、レスパイト事業では、重症心身障害児に該当しない「医療的ケアが必要な在宅の障害児」を対象者に加えることについて準備を進め、平成29年度から対象者を拡大することができた。	医療職、介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会障害部会を開催し、検討を行った。 訪問看護ステーションを活用し、重症心身障害児(者)を介護する家族のレスパイト事業を実施した(12事業者(21事業所)、延べ利用者数384人)。 また、レスパイト事業では、重症心身障害児に該当しない「医療的ケアが必要な在宅の障害児」を対象者に加えた。